

議案第五十二号

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

令和七年八月二十八日

港区教育委員会

令和7年8月28日
教育委員会議案資料 No. 9

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び第九号」を「、第九号及び第十二号」に改め、同項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第五条第五項中「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業」を「育児部分休業」に改める。

付 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表

改 正 案

現 行

(前略)

(欠勤等日数)

第五条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年港区条例第三十五号。以下「勤務時間条例」という。）第五条及び第六条の規定による休日並びに勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十四条第一項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもつて一日（第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる期間にあっては二分の一日、第八号、第九号及び第十二号に掲げる期間にあっては三分の一日）として換算した日数（一日（第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる期間にあっては二分の一日、第八号、第九号及び第十二号に掲げる期間にあっては三分の一日）未満の端数の時間があるときは

(前略)

(欠勤等日数)

第五条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年港区条例第三十五号。以下「勤務時間条例」という。）第五条及び第六条の規定による休日並びに勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十四条第一項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもつて一日（第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる期間にあっては二分の一日、第八号、第九号及び第十二号に掲げる期間にあっては三分の一日）として換算した日数（一日（第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる期間にあっては二分の一日、第八号及び第九号に掲げる期間にあっては三分の一日）として換算した日数（一日（第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる期間にあっては二分の一日、第八号及び第九号に掲げる期間にあっては三分の一日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日

これを切り捨てた日数) を合計した日数とする。

一〇十一 (略)

十二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業(以下「育児部分休業」という。)をしている職員として在職した期間

十三 (略)

十四 (略)

2~4 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たつては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業、高齢者部分休業若しくは育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

数) を合計した日数とする。

一〇十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

2~4 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たつては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業、高齢者部分休業若しくは育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

(後略)

付 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則等について

審議内容

港区職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（以下「期末手当規則」といいます。）及び港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「勤勉手当規則」といいます。）の一部を改正します。

1 経緯

職員の仕事と育児の両立を一層容易にするため、港区職員の育児休業等に関する条例が改正され、部分休業制度が拡充されます。条例改正に基づき、期末手当規則及び勤勉手当規則に部分休業の条項を加えます。

2 改正する規則及び主な改正内容

規則名	主な改正内容
港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則	これまで時間単位でのみ取得可能だった部分休業について、日単位での取得が可能となるため、欠勤等日数にかかる条項に育児部分休業を追加します。
港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則	また、文言を整理します。

3 施行期日

令和7年10月1日

4 その他

区職員及び会計年度任用職員についても同様の見直しが実施されます。